

避難場所等の見直しについて (指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定)

従来の災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されていなかったが、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されたことから、指定緊急避難場所等の指定基準を定め、従来の避難場所等を見直すもの。

1. 現在の避難所等の分類と指定緊急避難場所等の関係

避難所等の名称	概要	
避難所	避難者を収容し、容易に給食、物資を輸送することができる施設。町内会単位で指定避難場所を指定しており、水害時とそれ以外の時では指定避難場所が変わる地域がある。(小中学校等)	
一時避難所	避難者が一時的に避難をすることができる施設。(民間施設)	
避難場所	災害による火災や地震などが発生した場合、避難するための野外の場所。(避難所の校庭等)	
広域避難場所	災害による火災やこれに準じた事態が発生した場合、一時的に避難するための屋外の場所。(公園、緑地等)	
代替避難所	避難所の収容人数が不足しているときや災害が局地的な場合などに開設する施設。(コミュニティセンター、福祉センター等)	
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための避難所。(災害時における福祉避難所の使用に関する協定を締結している社会福祉施設等)	

2. 避難所等の見直しの考え方

現在、指定している避難所等について、災害対策基本法の改正を踏まえ、指定要件に合致した避難所等を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」等に改めて指定、名称を5区分とし、併せて一部の避難場所等の見直しを行う。

- 52箇所の避難所は、全て指定避難所として指定。
- 避難所、一時避難所、広域避難場所、及び一部の代替避難所で指定基準に満たしている避難所(場所)は、「指定緊急避難場所」として指定。
- 大規模な火災に係る避難場所については、広域避難場所のほか、市街地で避難者の安全を確保できる空間等を確保できる避難所(小中学校、高校)の校庭(グラウンド)を「指定緊急避難場所」に指定する。
- 代替避難所及び福祉避難所については、指定箇所の見直しを行い指定する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準(案)

1. 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

■指定緊急避難場所の指定基準

災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3～5、災害対策基本法施行規則第1条の3～6に基づく、指定緊急避難場所の指定基準を次のとおりとする。

指 定 基 準
<p>(1) 洪水災害</p> <p>① 洪水発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。</p> <p>② 安全区域(浸水想定区域外または浸水深が 0.5m 未満の浸水想定区域)に立地していること。</p> <p>③ 安全区域外に立地している場合は、河川氾濫に対して安全な構造であるとともに想定される洪水等の浸水想定水位以上の高さに避難者を受け入れる空間が確保できること。</p> <p>ア 構造物は鉄筋コンクリート(RC)または鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造であること。</p> <p>イ 浸水想定深による避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定浸水深が 0.5m 以上 2.0m 未満の場合は、2 階以上 ・ 想定浸水深が 2.0m 以上 5.0m 未満の場合は、3 階以上
<p>(2) 土砂災害</p> <p>① 土砂災害発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。</p> <p>② 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。</p>
<p>(3) 地震災害</p> <p>① 地震災害発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。</p> <p>② 建築物では、耐震構造が新耐震基準に適合または構造耐震指標(Is 値 0.6 以上)のものであること。</p> <p>③ 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。</p>

指 定 基 準

(4) 大規模な火災

- ① 大規模火災発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する場所であること。
- ② 火災時の輻射熱を回避し、避難者の安全を確保できる空間等を確保できること。
- ③ 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

2. 指定避難所

指定避難所は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設。

■指定避難所の指定基準

災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく、指定避難所の指定基準を次のとおりとする。

指 定 基 準

- ① 避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③ 想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。